

住宅用登記に係る（登録免許税）家屋証明書の申請書チェック項目

新築家屋

- | | チェック |
|-------------------------------------|------|
| ① 新築された家屋（施行令第41条（a・c・e）） | |
| ・ 建築確認通知書の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証） | |
| ・ 表示登記済証又は登記簿抄本 | |
| ・ 住民票（住民票がない場合は、入居予定日を記載した申立書） | |
| ・ 住宅の床面積が50㎡以上のもの | |
| ・ 家屋が未使用のもの | |
| ・ 新築又は取得後1年以内のもの | |
| ・ 併用住宅の場合は、居住用面積が90%以上のもの | |
| ② 建築後使用されたことのない家屋（施行令第41条（b・d・f）） | |
| ・ 建築確認通知書の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証） | |
| ・ 表示登記済証又は登記簿抄本 | |
| ・ 住民票（住民票がない場合は、入居予定日を記載した申立書） | |
| ・ 住宅未使用証明書（宅地建物取引業者、建売業者が発行したもの） | |
| ・ 売買契約書又は譲渡証明書の写し | |
| ・ 住宅の床面積が50㎡以上のもの | |
| ・ 家屋が未使用のもの | |
| ・ 併用住宅の場合は、居住用面積が90%以上のもの | |

中古住宅

- | | |
|---|--|
| ③ 所有権の移転登記（施行令第42条第1項） | |
| ・ 表示登記済証又は登記簿抄本 | |
| ・ 住民票（住民票がない場合は、入居予定日を記載した申立書） | |
| ・ 売買契約書又は譲渡証明書の写し | |
| ・ 住宅の床面積が50㎡以上のもの | |
| ・ 建築日が昭和57年1月1日以降のもの | |
| ・ 建築日が昭和56年12月31日以前の場合は次のいずれかの書類 | |
| イ 耐震基準適合証明書（取得の日前2年以内に調査が終了したものに限り） | |
| ロ 住宅性能評価書（取得の日前2年以内の評価で耐震評価が等級1～3のものに限り） | |
| ハ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証証明書（取得日前2年以内に締結のものに限り） | |
| ・ 併用住宅の場合は、居住用面積が90%以上のもの | |
| ④ 抵当権の設定登記（施行令第42条第2項） | |
| ・ 表示登記済証又は登記簿抄本 | |
| ・ 住民票（住民票がない場合は、入居予定日を記載した申立書） | |
| ・ 売買契約書又は譲渡証明書の写し | |
| ・ 住宅の床面積が50㎡以上のもの | |
| ・ 建築日が昭和57年1月1日以降のもの | |
| ・ 建築日が昭和56年12月31日以前の場合は次のいずれかの書類 | |
| イ 耐震基準適合証明書（取得の日前2年以内に調査が終了したものに限り） | |
| ロ 住宅性能評価書（取得の日前2年以内の評価で耐震評価が等級1～3のものに限り） | |
| ハ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証証明書（取得日前2年以内に締結のものに限り） | |
| ・ 抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得等のためのものであることが確認できる次のいずれかの書類
抵当権設定契約書の写し、金銭消費貸借契約書の写し、または登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が該
当住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限り） | |
| ・ 併用住宅の場合は、居住用面積が90%以上のもの | |

★特定優良長期住宅及び認定低炭素住宅の場合（新築又は建築後使用されたことのない住宅のみ）

- | | |
|---------------|--|
| ・ 認定申請書の副本の写し | |
| ・ 認定通知書の写し | |